

顧客紹介型代理店契約書

(以下「甲」という。)と合同会社学舎ダーナ(以下「乙」という。)
とは、以下に定める業務に関して、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的)

甲は、乙に対し、乙の事業に関する商材(以下「商材」という。)の導入先紹介業務(以下「本業務」という。)の遂行及び契約見込の顧客(以下「見込顧客」という。)を紹介するものとする。

第2条(見込顧客)

甲が乙へ紹介する見込顧客は、本業務を必要とし、かつ、十分な支払能力を有する者に限るものとする。

第3条(代理権)

甲は顧客を単に乙へ紹介するものであり、乙を代理して顧客と契約等を締結する等を行わないものとする。乙は甲に対し何らの代理権を付与するものではない。

第4条(提案)

乙は、甲より見込顧客を紹介された場合、乙の選別基準等により当該見込顧客に対して連絡し、本業務対象サービスの提案を行うものとする。また紹介された見込顧客情報に基づき、乙が運営するシステムを介したメール配信等をおこなうものとする。

第5条(顧客紹介手数料)

- 乙は、甲から紹介された見込顧客が、商材を導入した場合、別紙に定める当該導入商材に対する顧客紹介手数料を甲に対して支払うものとする。なお、顧客紹介手数料は案件乃至はサービスにより異なり、スポットまたは継続商材のいずれかとなる。
- 顧客紹介手数料の支払は、1案件につき1度のみとする。
- 次の各号のいずれかに該当した場合は、乙は甲に対する前項の顧客紹介手数料の支払義務を免れるものとする。
 - 既に乙が甲より紹介された見込顧客に対して連絡し、本業務の提案を行っていた場合。
 - 本契約の解除、解約、有効期間満了その他終了事由の如何に関わらず、本契約が終了した場合。

第6条(支払方法)

乙は、甲に対し、見込み顧客が商材の使用を開始し、代金が乙に入金された後、入金があった月の翌月末までに前条の顧客紹介手数料を支払うものとし、当該支払いは乙が甲の指定する下記金融機関口座に振込む方法により行われるものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

記

金融機関名： 支店名：

口座種別： 口座番号：

口座名義：

口座名義（カナ）：

第7条（秘密保持義務）

1. 甲及び乙は、本契約上知り得た相手方に関する情報を第三者へ漏洩し、又は、本契約の目的以外に使用してはならないものとする。
2. 甲または乙は自らが法人又は屋号の場合、自らの従業員に本条を遵守させる義務を負うものとし、従業員又は元従業員による本条の違反について、当該従業員等と連帯して一切の責任を負うものとする。

第8条（苦情処理）

1. 甲は、自己の責めに帰すべき事由により見込顧客又は第三者より苦情又は異議の申し立て（以下「苦情等」という。）がなされた場合には、乙と協議の上苦情等の対応を行うものとする。また、甲は、自ら当該対応を行った場合、速やかに苦情等の内容及び対応の内容を乙に報告するものとする。
2. 甲は、自己の責めに帰すべき事由により生じた苦情等への対応を乙が行った場合、乙の請求に基づき乙が当該苦情等の対応のために要した費用相当額を乙に対して支払うものとする。この場合において、乙にも責任が存するときは、甲の支払うべき金額は自己の責任の割合に応じた額とする。

第9条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも書面による本契約終了の意思表示がなされない場合、期間満了の翌日より1年間自動延長されるものとし、以降も同様とする。

第10条（解除）

甲または乙が次の各号のいずれかに該当した場合、相手方は事前の通知催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。なお、第8号乃至第

12号は甲が法人の場合に限り適用するものとし、第13号乃至第15号は甲が個人の場合に限り適用するものとする。

- ① 本契約の各条項のいずれかに違反したとき。
- ② 第三者から差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てを受け、又は受けることが明白であるとき。
- ③ 破産を自ら申し立て又は第三者から申し立てられたとき。
- ④ 支払停止若しくは振出した手形、小切手等が不渡りとなったとき、又は手形交換所から不渡り処分を受けたとき。
- ⑤ 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、その他反社会的勢力の構成員若しくは関係者であることが判明したとき。
- ⑥ 相手方または見込顧客に虚偽の請求、報告等を行い、乙の信用又は甲乙間の信頼関係を著しく毀損したとき。
- ⑦ 相手方の名誉、信用を失墜させ、又は重大な損害を与え又はそのおそれがあるとき。
- ⑧ 会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他これらに準ずる法定手続を自ら申し立て、又は第三者から申し立てられたとき。
- ⑨ 営業停止又は営業許可取消等の処分を受けたとき。
- ⑩ 解散決議をしたとき。
- ⑪ 株主構成又は経営主体等の全部若しくは一部に重大と認められる変更があり、本契約の誠実な遂行に支障があると判断したとき。
- ⑫ 財務状態が著しく悪化し又はそのおそれがあると乙が認めたとき。
- ⑬ 甲が乙の相手方と競業関係にある会社の取締役（委員会設置会社における執行役等、これに準ずるものを含む。）、監査役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合。但し、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除く。
- ⑭ 後見・保佐・補助開始の審判を受けた場合（但し、本契約締結時に後見・保佐・補助開始の審判を受けていた場合は除く。）
- ⑮ 死亡したとき。

第11条（解約）

1. 甲又は乙は、その理由の如何を問わず、相手方に対し解約希望日の30日前に書面にて通知することにより、本契約を解約することができるものとする。
2. 甲及び乙は本契約の解約に伴い、相手方に対し、何ら損害賠償又は損失補償の義務を負わないものとする。
3. 本契約の終了にかかわらず、本契約の有効期間中に甲が乙に対して紹介した見込顧客との関係では、当該見込顧客と乙との間の契約の存在する限り本契約は有効に存続する。

第12条（禁止事項）

1. 甲は、次の各号に定める行為を直接又は見込顧客を介して間接的に行ってはならないものとする。

- ① 不正に顧客紹介手数料を得る目的をもって見込顧客を紹介すること。
- ② ダイレクトメール、不特定又は多数の者に対する FAX、電子メールその他乙が禁止する方法により見込顧客を誘引すること。
- ③ 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、その他反社会的勢力の構成員若しくは関係者を紹介すること。
- ④ 見込顧客から強引であると思われる、又は欺瞞されたと思われるような方法・言動、社会通念上のモラルに反した時間、場所又は言動等により申込みの勧誘をすること。
(例：見込顧客の事務所・自宅への度重なる執拗な訪問・電話、チラシの投げ込みによる勧誘行為等で直接的・間接的に契約を強制する勧誘行為。)
- ⑤ 不当景品類及び不当表示防止法に抵触すると思われるような景品の提供あるいは表示により申込顧客の勧誘をすること。
- ⑥ 申込みの意思のない見込顧客を、あたかも申込み意思があるものとして虚偽又は強引な紹介をすること。
- ⑦ 乙の許可を得ず、乙の所有する商標（商標登録されていないが、事実上商標として使用しているものも含む）を利用すること。
- ⑧ 乙の許可を得ず、第三者に紹介業務を委託すること。
- ⑨ 乙の信用又は名誉を毀損させるような行為をすること。

2. 甲及び乙は、理由の如何に関わらず、本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は、自己若しくは第三者のために担保に差し入れる等、一切の処分をしてはならないものとする。

第13条（通知）

1. 本契約に基づく甲乙間の通知は、手交又は甲乙間で定めた住所、電子メールアドレス若しくはファクシミリ番号に宛てて、郵送、電子メール若しくはファクシミリを送信する方法にて行うものとする。
2. 前項における通知は、郵送による場合は、発送の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に到達したものとみなし、電子メール又はファクシミリによる場合は、到達時に到達したものとみなすものとする。

第14条（契約終了後の措置）

本契約の終了後も、第7条、第12条第2項、第17条および第18条の規定は有効に存続するものとする。

第15条（契約変更）

甲及び乙は、双方合意の上、甲乙双方の代表者が記名捺印した書面により本契約及びこれに付随する契約の条項を変更することができるものとする。

第16条（法令遵守）

甲および乙は、本契約の定めに従う他、関係法令及び監督官庁の指示・指導等を遵守するものとする。

第17条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第18条（合意管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に基づいて又は関連して紛争が発生した場合、鹿児島地方裁判所又は鹿児島簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

締結日：令和 年 月 日

甲：

乙：鹿児島県鹿児島市高麗町2-8 プラントール8 503

合同会社学舎ダーナ

代表社員 前田浩一